

公益財団法人黒川古文化研究所 学術研究に係る行動規範

平成30年4月1日制定

令和6年3月21日理事会変更承認

我々の研究は、日本と中国を主とした東洋の古文化を調査し、その正確な知識を広く世に普及し、学術および文化の振興に寄与する事を目的としている。

もとより、学術研究は、研究者の内発的な知的好奇心を源とするものであり、崇高な営みである学術研究を持続的に進展させるためには、研究者自身による倫理的な自律が要求される事は言うを待たない。公益財団法人は、税制上の優遇措置や国民からの寄附を受け、その資金を適正に活用して不特定かつ多数の人々の利益の増進に寄与するために公益的活動を実施する存在であり、研究費の不適正な使用は、国民の信頼を裏切る結果となるため、研究者には不正の誹りを招くことのない姿勢が求められる。これらを踏まえ、我々は公益財団法人として、公的性格を有する学術研究の信頼性と公正性を担保し確保すべく研究遂行上の行動規範を定め、誠実に実行する。

1. 学術研究における不正行為の防止

我々は、自らの研究活動のあらゆる局面において、捏造、改ざん、盗用などの不正行為を行わないことはもとより、研究資料・データの適切な取扱いと管理・保存を徹底し、不正行為の発生を未然に防止するよう研究環境の整備に努める。

2. 研究成果の発表のあり方

我々は、発表内容の信頼性の確保にむけ最善の努力を払うとともに、他の研究者の研究成果やオリジナリティを尊重し、公正かつ適切な引用を行う事を基本姿勢とする。また、学術論文等の発表に際しては、オーサーシップや既発表と類似の研究・データの再利用などにつき、研究分野の慣例・ルールに則って細心の注意を払う。

3. 研究費の適正な使用

我々は、研究の実施、外部資金を含む研究費の使用に当たっては、研究助成(補助、委託)目的等を最大限に尊重し、各研究費ごとに定められた助成(補助、委託)条件や使用ルール等を完全に遵守する。

4. 守秘義務の遵守、個人情報保護

我々は、協力研究契約や知的財産権に係るものに関し、所定の守秘義務を遵守するとともに、研究過程で入手した他者の個人情報の保護に努め適正な取扱いを行う。

5. 差別やハラスメントの排除

我々は、研究活動のあらゆる局面において、各個人の人格と自由を尊重し、属性や思想信条による差別を行わない。また、研究上の優位な立場や権限を利用して、その指示・指導等を受けるものに不利益を与えるような言動をとらない。

以上